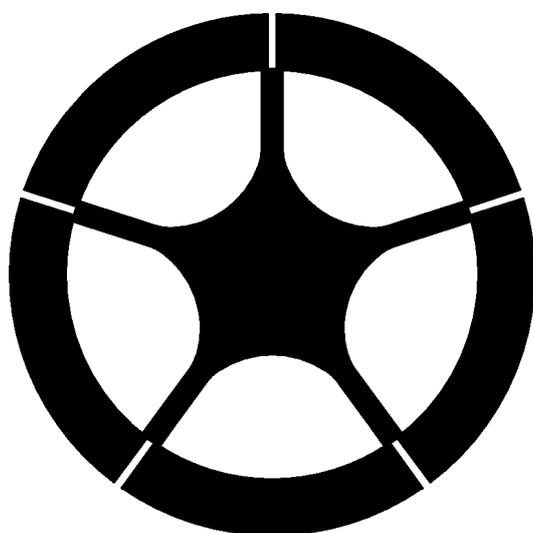


令和7年度版

大 多 喜 町

# 暮らしの便利帳



喜びの、  
おひざもと。

千葉県 大多喜町



町シンボルキャラクター  
おたっきー

# 大多喜町の概要

## 大多喜町民憲章

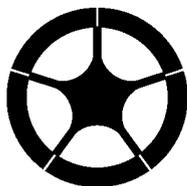
- 1 自然を守り、郷土を愛し、笑顔あふれるまちをつくります。
- 1 健康で楽しく働き、安心安全で活力あふれるまちをつくります。
- 1 伝統を尊び、教養を高め、文化の香り高いまちをつくります。
- 1 ふれあいと思いを大切に、温かいまちをつくります。
- 1 いつも平和を願い、夢と希望のあるまちをつくります。

町の花	花木：サクラ	草花：菜の花
町の木	モミジ	
町の鳥	ウグイス	



位置図

大多喜町は、千葉県房総半島のほぼ中央に位置し、東西約 12km、南北約 19km、総面積 129.87 k m<sup>2</sup>と千葉県の町村で最も広大な面積を有し、森林が総面積の約 70%を占める緑に包まれた町です。



### 町章

昭和33年1月15日に制定されて以来、町民に親しまれてきた町章は、5か町村の和（輪）が大きな広がりを持ち、5足の星が大きな輝きになるという願いを込めた表現がされています。

所在地：〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93

主要駅：いすみ鉄道「デンタルサポート大多喜駅」

最寄IC：圏央道市原鶴舞IC（役場から約 12 km）

人口：令和7年4月1日現在 7,903人

《男：3,900人／女 4,003人》

世帯数：3,729世帯

面積：129.87 k m<sup>2</sup>

町役場の位置：東経 140 度 14 分 44 秒 北緯 35 度 17 分 06 分

（世界測地座標系による（平成 14 年 4 月から））

海拔 26.4m

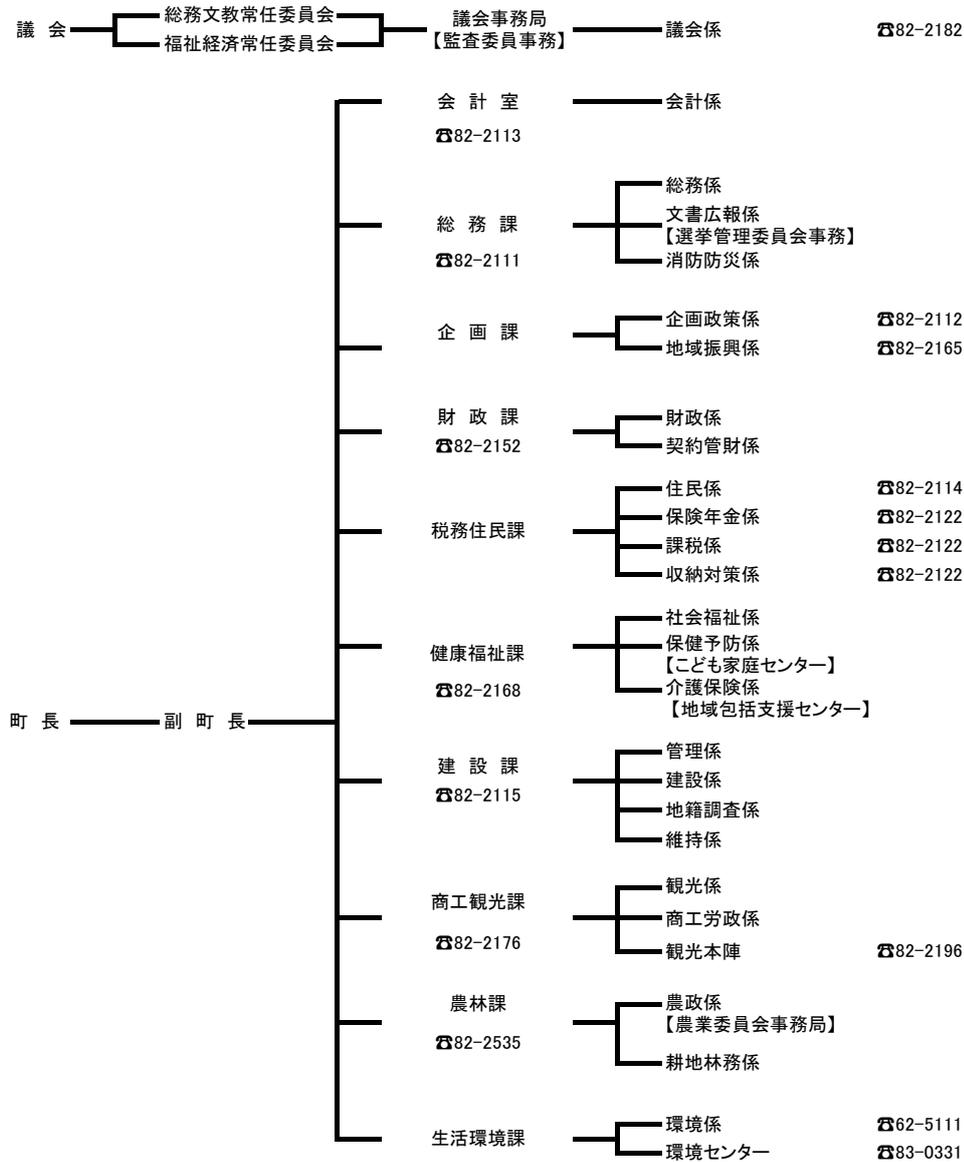
キャッチフレーズ：城と溪谷の町



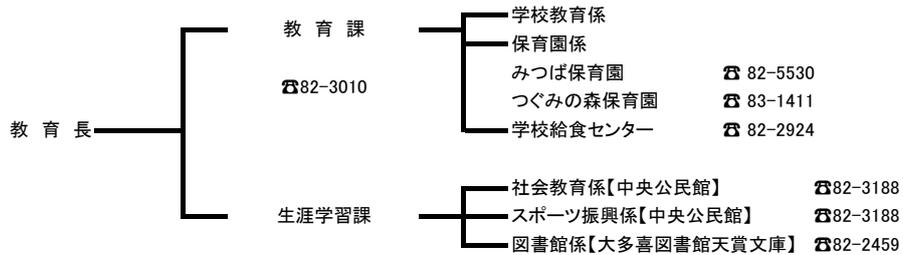
# 大多喜町行政組織図

大多喜町役場

市外局番 0470



## 教育委員会



## 広報おおたき・大多喜町ホームページ

【問合せ先】 総務課 文書広報係 ☎ 82-2111

### 広報「おおたき」

大多喜町の行事、地域の情報、各種行政サービス等の内容を掲載しています。

発行日 毎月24日

配布対象 各戸

配布方法 各地区の区長（行政連絡員）を通じて各戸へ配布しています。

なお、役場及び各出張所、農協各支所、郵便局にも置いてあります。

※広報紙へのご意見や皆さんからの話題をお待ちしています。

### 大多喜町ホームページ・facebook ページ

大多喜町の暮らしの情報、観光案内、各種届出用紙（ダウンロード可能）、行政サービス等の紹介、提供の他身近な話題をタイムリーに紹介しています。



HPアドレス

<https://www.town.otaki.chiba.jp/>



Facebook ページ

<https://www.facebook.com/town.otaki/>



◎「広報おおたき」「大多喜町ホームページ」に有料広告の掲載を募集しています。

新たな財源の確保と地域経済の活性化を図るため広報紙（有料広告）とホームページ（バナー広告）に有料広告掲載を募集しています。

事業所・企業・お店のPRやイベント案内等のPRにご利用下さい。

# 大多喜町情報配信アプリ

## おおたき通信

【問合せ先】 総務課 消防防災係 ☎ 82-2111

### 「おおたき通信」

大多喜町が配信する情報（文字・音声・画像）を、アプリをご登録頂いた皆様のスマートフォンやタブレットで確認することができます。

### 配信される情報は・・・

- ・お知らせ配信  
イベントや健診等の大多喜町が配信したあらゆる情報を確認できます。
- ・防災情報の配信  
大多喜町に発表された気象警報やJアラート情報、町の発令する避難情報はプッシュ型で通知されるため、即時に確認できます。
- ・資料の閲覧  
広報おおたきやごみカレンダー、防災マップ等を確認できます。

### ダウンロードをお願いします！

Android の方	iPhone の方	このアイコンが目印
		 ライフビジョン



HPアドレス（ダウンロード方法はこちらから）

<https://www.town.otaki.chiba.jp/index.cfm/6,16340,17,html>



# も く じ

おおたきデータ

大多喜町行政組織図

「広報おおたき」・大多喜町ホームページ

1	届出・証明	1
	(1) 戸籍に関する届出	
	(2) 住民基本台帳に関する届出	
	(3) 登録事務	
	(4) 個人番号カード（マイナンバーカード）	
	(5) 旅券事務	
	(6) 各種証明事務・手数料	
2	税	9
3	保険・年金・医療	12
	(1) 国民健康保険	
	(2) 介護保険	
	(3) 後期高齢者医療保険	
	(4) 国民年金	
4	福祉	17
	(1) 高齢者福祉	
	(2) 心身障害者福祉	
	(3) 低所得者福祉	
	(4) 民生委員・児童委員	
	(5) 社会福祉協議会	
5	出産・育児・母子保健・児童福祉	23
	(1) 母子健康手帳	
	(2) 出産祝金支給	
	(3) 妊娠のための支援給付	
	(4) 入学祝いポイント支給	

- (5) 母子保健サービス
- (6) 妊婦歯科健康診査費助成制度
- (7) 不妊等治療費助成制度
- (8) 新生児聴覚スクリーニング検査費助成制度
- (9) 子ども医療費助成制度
- (10) 手当
- (11) ひとり親家庭等の医療費等の助成

**6 健康管理 . . . . . 26**

- (1) 各種健（検）診
- (2) 健康ポイント
- (3) 予防接種
- (4) がん患者支援事業

**7 子ども・教育・生涯学習 . . . . . 31**

- (1) 保育所
- (2) 子育て支援センター
- (3) 放課後児童クラブ（学童保育）
- (4) 小・中学校の入学、転入・転出
- (5) 就学援助制度
- (6) 学校給食費補助制度
- (7) 英語検定料補助制度
- (8) 教育相談・家庭教育
- (9) 家庭教育学級
- (10) スポーツ・生涯学習

**8 住まいと環境 . . . . . 35**

- (1) 建築確認申請
- (2) 開発行為・建築行為の抑制
- (3) 農地の売買・転用
- (4) 農地・農業用施設の災害復旧
- (5) 有害獣被害防止対策
- (6) 森林の伐採・林地開発
- (7) 道路管理
- (8) 町営住宅の入居・管理
- (9) 町有地宅地分譲地のご案内

- (10) 空き家・空き地バンク
- (11) 上水道
- (12) ごみ処理
- (13) 浄化槽

**9 選挙と議会** . . . . . 39

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 選挙
- (3) 議会

**10 防災・防犯・交通安全** . . . . . 41

- (1) 地震対策
- (2) 風水害対策
- (3) 火災対策
- (4) 災害のときの避難場所
- (5) 防災行政無線戸別受信機の設置
- (6) 特殊詐欺対策電話機購入助成
- (7) 交通災害共済

**11 その他の暮らしの情報** . . . . . 49

- (1) 姉妹都市・友好都市
- (2) 広報・広聴
- (3) 犬の登録と注射
- (4) 埋蔵文化財
- (5) 自動車運転免許取得支援事業助成金
- (6) 東京方面の高速バス
- (7) 結婚新生活支援事業補助金
- (8) 大多喜町内主要公共施設等一覧
- (9) 大多喜町内医療施設等一覧



## 1

## 届出・証明

## (1) 戸籍に関する届出【問合せ先 税務住民課 住民係 ☎ 8 2 - 2 1 1 4】

戸籍は、個人の出生から死亡にいたるまでの身分関係を登録し、これを証明する大切なものです。この戸籍の所在を本籍といいます。

子どもが生まれたとき、結婚するときなどは必ず届出をしてください。戸籍に関する主な届出は次の表の通りです。

届出の種類	いつまでに	だれが	どこへ	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内（生まれた日を含みません）	父母・同居人・出産に立ち会った医師・助産師の順	・父母の本籍地 ・届出人の住所地 ・出生地	・出生証明書（医師などが記入したもの） ・母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族・その他の同居者・家主・地主・家屋管理者・土地管理者の順	・死亡者の本籍地 ・届出人の住所地 ・死亡地	・死亡診断書または死体検案書（医師が証明したもの） ・火葬場使用料
婚姻届	届出を出した日から法律上の効力が発生します	夫・妻	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	・証人（成人2人が必要） ・来庁者の身分証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード等）
離婚届	同上 ※裁判離婚の場合は調停成立、審判確定・判決確定の日から10日以内	夫・妻 ※裁判離婚の場合は申立人	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	・調停調書の謄本または審判書若しくは判決の謄本と確定証明書 ・来庁者の身分証明書（運転免許証・パスポート・個人番号カード等）

## (2) 住民基本台帳に関する届出

### ◎住民基本台帳

住民一人ひとりの住所・氏名・生年月日などを記載した住民票により、住民基本台帳が作成されます。住民登録の届出（転入届）を忘れると、国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当等の支給、選挙人名簿の登録、義務教育の就学、印鑑登録などの各種サービスが受けられない場合があります。

届出の種類	いつまでに	だれが	届出に必要なもの
<b>転入届</b> 町内に引越してきたとき	転入した日から14日以内	届出義務者は本人 (世帯主は世帯員に代わって届出することができます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・転出証明書（前住所地で交付を受けてください）</li> <li>・個人番号カード（お持ちの方のみ）</li> </ul>
<b>転出届</b> 町外に引越するとき	転出する前		<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑登録証（登録者のみ）</li> <li>・国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ（加入者のみ）</li> </ul>
<b>転居届</b> 町内で引越したとき	転居した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療保険の資格確認書、資格情報のお知らせ（該当者のみ）</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・介護保険被保険者証</li> </ul>
<b>世帯変更届</b> 世帯主が変更になったり世帯を合併、分離したとき	変更の日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の資格確認書、資格情報のお知らせ（加入者のみ）</li> <li>・本人確認書類</li> </ul>

## (3) 登録事務

### ①印鑑登録

□登録の方法は

登録できる方は、住民登録のある満15歳以上の方です。

#### ●登録手続きに必要なもの

登録する印鑑、本人であることを確認できる運転免許証、パスポート、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書などで官公庁が発行（写真貼付）したもののいずれかを持参してください。

#### ●運転免許証など証明書がない場合

保証人が必要ですが、事前に税務住民課住民係までご相談ください。

#### ●本人が直接手続きできない場合

代理人による申請もできますが、事前に税務住民課住民係までご相談ください。

登録できない印鑑

- 戸籍上の氏名、氏若しくは名、または氏と名の一部の組合せで表していないもの
- 職業・資格など氏名以外の事項を表しているもの
- ゴム印などの変形しやすいもの
- 印影が一辺の長さ8mm四方より小さいものまたは、一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの
- 印影が不鮮明なもの、文字の判読が困難なもの
- その他登録を受ける印鑑として適当でないもの

印鑑登録証明書の申請をするには

証明書が必要な場合は、税務住民課住民係、老川出張所（基幹集落センター内）、西畑出張所（農村コミュニティーセンター内）で、印鑑登録証（印鑑手帳）を添えて申請してください。

印鑑登録証がないと証明書の発行はできません。ただし、登録者ご本人が申請される場合に限り、印鑑登録証の代わりに個人番号カードを提示していただければ、発行することができます。

なお、代理人の場合は、印鑑登録証のほかに登録者の住所、氏名、生年月日などが必要となります。

#### （４）個人番号カード（マイナンバーカード）

- ◎個人番号カードの申請・交付手続きは、平日（８：３０～１７：１５）に住民係窓口で受け付けています。また、毎月第２日曜日の９：００～１２：００は、事前予約した方のみ、窓口にてお手続きいただけます。

申請方法

●申請時来庁方式

申請時に窓口で本人確認をさせていただいたうえで申請書類をお預かりし、手続き完了後、ご自宅にカードを郵送します。

◇必要書類

- ・顔写真（希望される方のみ。写真は役場で無料でお撮りすること

もできます。持参される場合は縦45mm×横35mm、無帽・無背景で正面を向き、目や顔の輪郭がはっきりしているもの。6ヶ月以内に撮影したものに限りです。

- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（※参照）

#### ●交付時来庁方式

ご自分で申請し、カードを役場で受け取る際に本人確認をさせていただきます。

#### ◇必要書類

- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（※参照）

※本人確認書類が1点で良いもの

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）等

※本人確認書類が2点必要なもの

健康保険証（資格確認書、年金証書、年金手帳、介護保険被保険者証、学生証等

（15歳未満及び成年被後見人の方）

申請・交付ともに、法定代理人が同行し、かつ申請者及び法定代理人の本人確認が必要となりますので、ご注意ください。

## （5）旅券事務

### □取扱業務

- パスポートの新規・切替申請と交付
- 残存有効期間同一旅券申請と交付
- 有効期間内の旅券（パスポート）の紛失・盗難・焼失の届出

### □受付時間

申請・交付ともに月曜日から金曜日 9：00～16：30

※土・日・祝日を除く。

□申請時に必要な書類

- 一般旅券発給申請書（5年用または10年用）
- 戸籍謄本（6ヶ月以内に発行されたもの。）
- 前回発行旅券
- 顔写真（縦45mm×横35mm、無帽・無背景で正面を向き、目や顔の輪郭がはっきりしているもの。6ヶ月以内に撮影したものに限りです。）  
※写真は、申請書に貼らずにそのままお持ちください。
- 本人確認書類
  - 確認書類が1点で良いもの  
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード（顔写真付きのもの。）
  - 確認書類が2点必要なもの（Aを2点またはAとBを各1点）  
A 健康保険証（資格確認書）、年金証書、年金手帳、介護保険被保険者証など  
B 学生証、会社の身分証明証、公の機関が発行した資格証明書（いずれも顔写真付きのもの）など  
※代理人による申請の場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

□交付（受取時に必要な書類）

- 旅券引換書（申請時にお渡しします。）
- 手数料（旅券引換書に貼付してください。）

申請の種類		収入印紙	千葉県 収入証紙	合計
新	10年旅券 (18歳以上)	14,000円	2,300円	16,300円
	5年旅券 (12歳以上)	9,000円	2,300円	11,300円
規	5年旅券 (12歳未満)	4,000円	2,300円	6,300円
残存有効期間同一旅券		4,000円	2,300円	6,300円

- 有効期間内の旅券

## (6) 各種証明事務・手数料

□各種証明申請

各種証明書が必要なときは、税務住民課窓口にある申請書に記入して申請してください。本籍地が大多喜町以外の方も本人、配偶者、直系尊属、直系卑

属の戸籍証明書であれば、広域交付を利用して請求できます。ただし、広域交付で請求できるのは謄本のみです。また、窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。そのほか郵便等による請求もできます。

住民票の写しを請求するときは、本籍や続柄の記載も必要かどうか、提出先によく確かめましょう。印鑑証明書が必要なときは、必ず印鑑登録証をご持参ください。

身分証明書を請求できる方は本人が原則です。(未成年者は除く) 代理人の方が申請するときは、本人の委任状(承諾書)が必要です。

また、個人番号カードをお持ちの方は、コンビニ等で住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書を取得することができます。(利用可能時間 6:30~23:00)

ただし、利用できるのは個人番号カードをお持ちのご本人様で、かつ利用時に町内に住民登録されている方に限ります。

#### ◎証明手数料

区 分	名 称	手 数 料
戸籍	戸籍全部・一部事項証明	一通につき 450円
	戸籍記載事項証明	一通につき 350円
	除籍全部・一部事項証明 (謄本・抄本含む)	一通につき 750円
	届出、申請の受理または届出 その他書類の証明	一通につき 350円
	身分証明書	一件につき 300円
	独身証明書	一件につき 300円
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧	一件につき 300円
	住民票(謄本・抄本)	一通につき 300円
	戸籍の附票の写し	一通につき 300円
	住民票記載事項証明	一通につき 300円
印鑑	印鑑登録証明書	一通につき 300円
	印鑑登録証再交付手数料	一通につき 300円

※住民基本台帳の閲覧については、1ページをもって1件とします。

#### □休日・時間外の証明書の発行

仕事などの都合で土日・祝祭日や平日の時間外でなければ役場に来られない方は、電話予約により**証明書**の交付が受けられます。

証明書とは、住民票の写しまたは印鑑登録証明書となります。

#### ●電話予約の受付は

平日の午前8時30分から午後5時まで税務住民課住民係で受け付けています。

●予約できる人は

(1)住民票の写しの場合

- ①大多喜町に住民登録されている人（本人）
- ②①の本人と同一世帯の人

(2)印鑑登録証明書の場合

- ①大多喜町に印鑑登録してある人（本人）で、印鑑登録証（印鑑手帳）を所持している人
- ②①の本人から依頼があったと認められる人で、必要な人の印鑑登録証（印鑑手帳）を所持した人

●交付時間

- (1)土日・祝祭日 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2)平日 午後5時15分から午後7時まで

●証明書等を受領できる人

証明書等を受領できる人は、電話予約の際に指定された人です。受け取りの際に、身分証明書（運転免許証、パスポート、個人番号カード、健康保険証等）を提示して戴き、本人の確認をします。〔印鑑登録証明書の場合は、印鑑登録証（印鑑手帳）を提示〕

●交付できない場合

- (1)指定された以外の方が受け取りに来た場合
- (2)交付時に本人確認ができない場合
- (3)指定された日時に受け取りに来ない場合
- (4)印鑑登録証（印鑑手帳）の提示がない場合

□埋・火葬許可（無相苑使用許可）

死体埋・火葬許可証は、死亡届及び死体埋・火葬許可申請書が出されたときに発行します。

《火葬の時間》

	火葬開始時間	火葬終了見込み時間
1番	9時00分	11時00分
2番	10時00分	12時00分
3番	11時00分	13時00分
4番	12時00分	14時00分

5番	13時00分	15時00分
6番	14時00分	16時00分

《使用料》

申請者及び死亡者のいずれかが大多喜町、いすみ市の旧夷隅町地域に住  
所を有していれば、町内の料金として取り扱います。

区 分	使 用 料	
	町 内	町 外
大人（12歳以上）	15,000円	30,000円
子ども・改葬・四肢・胎児	10,000円	20,000円

## 2

# 税

### ①個人町県民税 【問合せ先 税務住民課 課税係 ☎ 8 2 - 2 1 2 2】

毎年1月1日現在、大多喜町に住所を有する人は、前年中の所得について課税されます。また、住所を有しない人であっても、町内に事務所や家屋敷等を有する人も均等割が課税されます。

### ②国民健康保険税 【問合せ先 税務住民課 課税係 ☎ 8 2 - 2 1 2 2】

国民健康保険に加入すると、世帯主に「国民健康保険税」が課税されます。

#### □課税額

世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額と介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（40歳以上65歳未満の被保険者）につき算定した介護納付金課税額の合算額となります。

#### □基礎課税額

世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額

#### □後期高齢者支援金等課税額

世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額

#### □介護納付金課税額

介護納付金課税被保険者（介護保険法第9条第2号に規定する被保険者）につき算定した所得割額、被保険者均等割額の合算額

### ③軽自動車税（種別割）【問合せ先 税務住民課 課税係 ☎ 8 2 - 2 1 2 2】

毎年4月1日現在、町内に定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車を所有する人に課税されます。

### ④固定資産税 【問合せ先 税務住民課 課税係 ☎ 8 2 - 2 1 2 2】

#### □固定資産税とは

固定資産税とは、毎年1月1日に、固定資産（土地、家屋、償却資産をい

います。)を町内に所有している人に対して、その固定資産の価格に応じて納めていただく税金です。

●固定資産税を納める人（納税義務者）

固定資産税を納める人は、原則として土地、家屋、償却資産の所有者です。

土 地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家 屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

⑤税の納期

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町・県民税			発送 1期		2期		3期			4期		
固定資産税	発送 1期			2期					3期		4期	
国民健康 保険税				発送 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
軽自動車税		発送 1期										

⑥税務証明・閲覧と手数料

(令和6年4月1日から)

証明書等の種類		手数料	
所得証明書	町県民税課税の基礎となった所得の証明	300円/1枚	
課税証明書	町県民税の課税内容の証明		
非課税証明書	町県民税が課税されていない証明		
住民税決定証明書	所得、税額、所得控除額等の証明		
法人所在証明	軽自動車登録用	無料	
	その他	300円/1枚	
固定資産評価証明	土地・家屋の評価額の証明	300円/1枚	
資産証明	所有資産合計の評価額の証明		
公課証明	土地・家屋1筆1棟ごとの税額の証明		
固定資産課税台帳登録証明	課税台帳に登録してあることの証明		
現況証明	土地・家屋の現況を証明するもの		
住宅用家屋証明書	新築または取得した家屋が、住宅用であることの証明	1,300円/1件	
閲覧及び写し	固定資産課税台帳	縦覧期間中の閲覧を除く	300円/1件
	地図の写し	A3判以下に限る	300円/1枚
地図と航空写真の合わせ図	A4またはA3	カラー600円/1枚 白黒 300円/1枚	
納税証明書	個人町県民税	300円/1枚	
	法人町民税		
	固定資産税		
	国民健康保険税		
	軽自動車税	継続検査用(車検用)	無料
	その他	300円/1枚	

※本人または同居の親族以外の方(同居の親族で証明書の使用目的が訴訟、保証人、融資の場合を除く)が申請する場合は、委任状が必要となります。  
詳しくは、税務住民課までお問い合わせください。

## 3

## 保険・年金・医療

## (1) 国民健康保険【問合せ先 税務住民課 保険年金係 ☎ 8 2 - 2 1 2 2】

## 国保に加入する人

職場の健康保険に加入している人や後期高齢者医療制度で医療を受ける人、生活保護を受けている人を除いて、すべての人が国保に加入します。

- ①自営業の人
- ②農業・漁業を営む人
- ③パートやアルバイトなど、職場の健康保険に加入していない人
- ④退職して職場の健康保険をやめた人
- ⑤在留期間が3ヶ月以上となる外国籍の人

※こんなときには14日以内に届出をしてください。

届出にはマイナンバーと本人確認できるものが必要です。

	届出の必要なとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	・他の市町村から転入してきたとき	前住所地より発行された転出証明書
	・職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の離脱証明書
	・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	・子供が生まれたとき	母子健康手帳
	・生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	・外国籍の人が加入するとき	在留カード
	国保をやめるとき	・他の市町村に転出するとき
・職場の健康保険に加入したとき		国保と職場の資格確認書、資格情報のお知らせ
・職場の健康保険の被扶養者になったとき		国保と職場の資格確認書、資格情報のお知らせ
・国保の被保険者が死亡したとき		資格確認書、資格情報のお知らせ、死亡を証明するもの
・生活保護を受けることになったとき		資格確認書、資格情報のお知らせ、保護開始決定通知書
・外国籍の人がやめるとき		資格確認書、資格情報のお知らせ、在留カード
その他	・同じ町内で住所が変わったとき ・世帯主や氏名が変わったとき ・世帯が分かれたり、一緒になったとき	資格確認書、資格情報のお知らせ

	・就学のため他の市町村に住むとき	資格確認書、資格情報のお知らせ、在学証明書
	・資格確認書等をなくしたとき ・汚れて使えなくなったとき	使えなくなった資格確認書、資格情報のお知らせ

□国保で受けられる給付

●病気やケガで受診したとき（療養の給付）

医療機関の窓口で資格確認書、資格情報のお知らせを提示すれば、一定の自己負担で診療を受けることができます。

●国保で受けられる医療

診察医療措置・手術などの治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、訪問看護、在宅療養・看護

●70歳以上75歳未満の人は「高齢受給者証を兼ねた資格確認書、資格情報のお知らせ」が交付されます。

対象となるのは70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日までです。

●高額療養費の支給

医療機関の窓口で支払った一部負担金が高額になった場合には、高額療養費の支給が受けられます。

●高額な外来診療を受ける場合

医療機関等の窓口に限度額適用認定証等を提示すれば、外来の場合でも一医療機関の窓口での支払いが限度額までとなります。限度額認定証は、事前に交付の申請をしてください。

●短期人間ドック・脳ドック助成

大多喜町国民健康保険では、1年以上加入している者を対象に短期人間ドック及び脳ドックの受診費用の一部を助成しています。（ただし、その世帯に係る国民健康保険税の滞納がない者）

※助成は年度内に1度が限度です。また同じ年度内に人間ドック助成と国保が実施する特定健診の両方は受けられませんのでご注意ください。

●高額療養費の貸付

国民健康保険加入者で、高額療養費の支払いが困難な世帯に、その支払いに必要な資金の貸付を行います。（ただし、その世帯に係る国民健康保険税の滞納がない者）

## (2) 介護保険

【問合せ先 健康福祉課 介護保険係 ☎82-2168】

### □介護保険のしくみ

介護保険は40歳から64歳までの第2号被保険者の方や65歳以上の第1号被保険者の方に納めていただく介護保険料と国・県・市町村の公費負担を財源として、介護が必要な高齢者に介護サービスを提供し、利用者とその家族を支えるしくみです。

### □大多喜町地域包括支援センター

【問合せ先 健康福祉課 介護保険係 ☎82-2168】

地域包括支援センターでは、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師等が連携をとって高齢者の方々が、住みなれた大多喜町でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう総合的に支援します。

## (3) 後期高齢者医療保険

【税務住民課 保険年金係 ☎82-2122】

75歳以上の方は、後期高齢者医療保険により医療を受けることとなります。また、65歳から74歳の方で一定の障害があり、後期高齢者医療保険への加入を希望される方は、申請により後期高齢者医療保険に加入することができます。

### ●被保険者

75歳以上のすべての方、または65歳から74歳までの方で一定の障害があり、申請により後期高齢者医療保険への加入手続きを行った方は、住んでいる市町村が加入している広域連合の運営する後期高齢者医療保険の被保険者となります。

これまで国民健康保険だった方、健康保険組合や船員保険、共済組合の被保険者だった方も75歳の誕生日から自動的にそれまでの保険から離脱し、後期高齢者医療保険の被保険者となります。

## (4) 国民年金

【税務住民課 保険年金係 ☎82-2122】

原則として、20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入しなければなりません。これは、老後の支えに、病気やけがなどで困ったときに備え、みんなが加入し働く世代が保険料を出し合って、年金を受ける世代を助けるしくみとなっています。

□被保険者の種類

●第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、自由業者、現在厚生年金保険や各種共済組合に加入していない人及び厚生年金保険や各種共済組合加入者に扶養されていない配偶者や学生

●第2号被保険者

厚生年金（船員保険を含む）の被保険者、各種共済組合の組合員

●第3号被保険者

厚生年金や共済組合加入者に扶養されている配偶者

□主な手続き

【加入者】

こんなとき	手続きに必要なもの	いつまでに
会社などに勤めていない人や学生が20歳になったとき (強制加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生の場合は、学生であることがわかるもの（学生証の写し）</li> <li>年金事務所から送付される「国民年金被保険者資格取得届書」</li> </ul>	誕生日前日から誕生月末まで
60歳になる前に会社などを退職したとき（強制加入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>離職票など退職年月日のわかるもの</li> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> </ul>	14日以内
加入を希望するとき（任意加入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は預金通帳</li> <li>通帳の届出印</li> </ul>	そのつど
加入者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳（死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金の請求に該当する場合は、年金請求欄をご覧ください。）</li> </ul>	14日以内
保険料が納められないとき (免除申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> <li>学生の場合は学生であることがわかるもの（学生証の写し等）</li> <li>失業による申請の場合は、雇用保険受給資格者証等</li> </ul>	そのつど
付加保険料の納付を希望するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> </ul>	そのつど
配偶者の被扶養者でなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> <li>扶養がはずれた年月日のわかるもの</li> </ul>	14日以内

### 【年金請求】

こんなとき	手続きに必要なもの	いつまでに
老齢基礎年金を受けようとするとき ※厚生年金等の加入期間がある方の手続きは年金事務所となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> <li>預金通帳</li> <li>配偶者の年金手帳あるいは年金証書など(この他に住民票や戸籍謄本等が必要な場合もあります。)</li> </ul>	なるべく早く (65歳の誕生日の前日から受付)
障害基礎年金を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> <li>戸籍謄本</li> <li>預金通帳</li> <li>診断書など</li> </ul>	なるべく早く
遺族基礎年金を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳(死亡者)又は基礎年金番号通知書</li> <li>戸籍謄本</li> <li>住民票関係</li> <li>預金通帳など</li> </ul>	なるべく早く
寡婦年金を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳(死亡者)又は基礎年金番号通知書</li> <li>戸籍謄本</li> <li>住民票関係</li> <li>預金通帳など</li> </ul>	なるべく早く
死亡一時金を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳(死亡者)又は基礎年金番号通知書</li> <li>戸籍謄本</li> <li>住民票関係</li> <li>預金通帳など</li> </ul>	なるべく早く (時効2年)
特別一時金を受けようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> <li>障害年金等の年金証書の写など</li> </ul>	受けようとするとき



## 4 福 祉

【問合せ先 健康福祉課 社会福祉係 ☎82-2168】

### (1) 高齢者福祉

外出支援サービス

高齢者等を対象に、タクシーを使って町内の病院や金融機関、買い物等の送迎を年間 96 回利用できます。

福祉タクシー事業

65 歳以上の高齢者世帯の方が、買い物などでタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します。

緊急通報装置の設置

急病など万一の場合、受話器を持たずに電話機に付属されたボタンを押すと、緊急連絡がとれる通報装置を有料でお貸ししています。

紙おむつ等利用券の支給

介護保険の要介護認定において要介護 4 または 5 に認定された町県民税が非課税である在宅の高齢者を対象に、紙おむつ等利用券を年 4 回支給しています。

救急医療情報キットの配布

ひとり暮らしの高齢者等に、かかりつけ医療機関や緊急連絡先等の情報を入れるキットを無料で配布しています。

老人日常生活用具の給付

寝たきりの高齢者や、ひとり暮らしの高齢者等に、火災警報器等を給付します。

### (2) 心身障害者福祉

#### 手帳の交付

身体障害者手帳

身体障害者が各種の援護を受けるために必要な手帳です。

療育手帳

知的障害者（児）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため手帳を交付します。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態に該当する人で、長期にわたり日常生活または社会生活への制約等がある方を対象として交付します。

#### 手当・年金

障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障害児に支給される手当です。

□特別障害者手当

精神または身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給される手当です。

□在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当

20歳以上の在宅の重度知的障害者、ねたきり身体障害者に支給される手当です。

特別障害者手当を受給している方、介護保険サービスを利用している方は除きます。

□心身障害者扶養年金

心身に障害があるため、独立して自活することが困難な者を扶養している者が、生存中に毎月一定の掛金を拠出し、万一のことがあった場合、残された心身障害者（児）に終身一定の年金を給付する制度です。

□障害基礎年金

年金加入者に何らかの疾病やケガ、事故などの原因によって障害を持つようになった場合に支給されます。

**医療費の助成**

□自立支援医療（更生医療）

身体障害者が、障害の程度を軽くし、または取り除き、あるいは障害の進行を防いで職業上、及び日常生活の便宜を増すために必要なとき給付する医療費の助成です。

□自立支援医療（育成医療）

身体障害児や、放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童であって確実な治療の効果が期待できるものに対する医療が対象となる助成制度です。

□自立支援医療（精神通院）

精神疾患により、継続した通院医療が必要であることが認められた場合は、医療機関での自己負担額が1割で受診することができます。

□重度心身障害者（児）医療費助成

身体障害者手帳1，2級の方、または療育手帳①、①の1、①の2、Aの1及びAの2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方が診察を受けた場合、受給券による現物給付または償還払い（一時支払い、後日申請により還付）で医療保険における自己負担額が助成されるものです（入院時食事療養費、生活療養費は除く）。ただし、65歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外となります。

※所得制限があります。また、世帯の所得により、通院1回および入院

1日につき300円が自己負担となります。

### 日常生活の支援

#### 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき介護給付（居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、生活介護、施設入所支援等）、訓練等給付（自立支援、就労移行支援、共同生活援助（グループホーム）等）など各種障害福祉サービスを障害の程度及び難病の診断内容に応じ利用することができます。

介護給付を利用される場合、障害支援区分の認定が必要となります。

#### 補装具費の支給

身体障害者（児）、難病患者等に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るための補装具の費用を支給します。（購入・修理費用）

#### 難聴児への補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度または中等度の難聴児に対して、補聴器の購入費用を支給します。

#### 日常生活用具の給付・貸与

日常生活に支障のある重度身体障害者、重度知的障害者、難病患者等に日常生活の便宜を図るため用具を給付・貸与します。

#### コミュニケーション支援

聴覚または音声機能もしくは言語機能の障害者等に手話通訳者、要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図ります。

#### 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要な外出等のための支援（外出介護、ガイドヘルパー）を行います。

※通院介助は行いません。また移送についても行いません。

#### 地域活動支援センター

障害をお持ちの方に創作的活動または生産活動の機会を提供し、相談支援、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

#### 訪問入浴サービス

在宅において寝たきりの状態にあり、かつ家族だけでは入浴介護が困難な身体障害者手帳1、2級の者に対して、移動入浴車を派遣します。（月4回）

#### 日中一時支援

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対して、活動の場を提供し見守り、社会適応訓練等の支援を行います。

#### グループホーム等家賃助成

町の支給決定を受けて障害福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）

ム)等を利用している低所得の方に対して、家賃の半額(上限25,000円)を助成します。

知的障害者職親委託

知的障害を持つ就業等希望者に対し、就業等に理解のある職親のもとで就業訓練、生活訓練等を行います。

**移動手段の確保**

福祉タクシー利用券の交付

在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部が助成されます。

外出支援サービス

重度障害者が、町指定のタクシーを使用し、町内の病院や金融機関、買物等に行く際に、タクシー料金の8割を助成します。

リフト付き自動車の貸出

一般の交通機関を利用することが困難な体の不自由な方へ、リフト付きワンボックスカー(ストレッチャータイプもあり)を無料で貸し出しています。(燃料代のみ実費負担)

障害者運転免許取得助成

障害者で自動車の運転免許を取得することにより、就労等社会活動への参加に効果があると思われる方に対して免許取得に要する費用の一部を助成します。

身体障害者自動車改造費助成

重度身体障害者の方で就労等をするに伴い自動車を取得する際にその自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

有料道路通行料金の割引

身体障害者及び知的障害者が、自ら自動車を運転するとき、または重度の身体、知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合に、有料道路通行料金が割引されます。

**その他各種減免制度等**

税制上の控除等

障害の内容または程度により、税の減免・控除(所得税・住民税・相続税の障害者控除、贈与税・利子等(マル優)非課税、自動車税、軽自動車税の種別割・環境性能割の減免)が認められる場合があります。(所得税・住民税の場合は年末調整、または確定申告の際に手帳を提示してください。)

NHK放送受信料の減免

障害者が世帯構成員であって、世帯全員が市町村民税非課税の場合は全額免除されます。

また、視覚、聴覚障害者または重度障害者が世帯主で、かつ、受信契約者の場合は、半額免除されます。

□航空運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳

上記手帳をお持ちの方が、国内線を利用する場合、本人とその介護者について割引制度があります。詳しくは、各航空会社までお問合せください。

□鉄道運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

上記手帳をお持ちの方が、旅客鉄道を利用する場合は、本人とその介護者について割引制度があります。手帳に記載させる、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の種別により割引率が異なりますので、詳しくはご利用の鉄道会社へお問合せください。

□バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

上記手帳をお持ちの方が、乗車される場合、普通旅客運賃等が割引される制度があります。割引の有無や要件など運賃割引の適用に関する取扱いが異なりますので、詳しくは各バス会社へのお問合せください。

□タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持されている方は、タクシー料金が10%割引になります。

□NTT電話番号案内料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持されている方は登録することにより、無料で電話番号案内を受けることができます。

□携帯電話基本料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持されている方は、携帯電話の基本使用料が50%割引になります。

□生活福祉資金貸付制度

低所得世帯や障害者世帯などの経済的自立と生活意欲の助成促進を図るために、資金を貸し付けます。詳しくは、町社会福祉協議会までお問い合わせください。

※以上は、各事業所に問い合わせしてください。

### (3) 低所得者福祉

□生活保護

いろいろな事情で生活に困っている人に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、一日も早く自分の力で生活ができるように援助する制度です。

#### (4) 民生委員・児童委員

【問合せ先 健康福祉課 社会福祉係 ☎82-2168】

生活に困っている人や、児童・心身障害者・お年寄りなどのことで問題を抱えている人の相談、支援に当たっています。

#### (5) 社会福祉協議会【問合せ先 中央公民館内 ☎82-4969】

社会福祉協議会では、地域福祉を進めるため住民が主体となり、福祉に対する理解と関心を深め、福祉活動の連絡・調整を図ることを目的としています。

心配ごと相談

結婚相談

地域福祉権利擁護事業

地域ぐるみ福祉事業

ボランティアの促進

福祉機器の貸し出し

貸付制度

○生活福祉資金貸付制度（県社会福祉協議会受託事業）

○福祉資金貸付制度

団体の事務局

①老人クラブ

②赤十字奉仕団

③ボランティア連絡協議会

④町遺族会

## 5

# 出産・育児・母子保健・児童福祉

### (1) 母子健康手帳

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

この手帳は、妊娠中のお母さんの健康状態や赤ちゃんの成長を記録します。妊娠を知ったときは、なるべく早く妊娠届の手続きをして、母子健康手帳の交付を受けてください。

乳幼児健康診査、予防接種、育児相談などの際には、必ず持参してください。

### (2) 出産祝金支給

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

新生児の誕生を祝し、下記①及び②に該当する方の申請に基づき、新生児1人につき、10万円が支給されます。

- ①父または母が新生児の出生日に住民基本台帳に記載されていること。
- ②新生児とともに本町に定住意思があること。

### (3) 妊娠のための支援給付

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減するため、妊娠時から出産・子育てまでの相談に応じながら、経済的支援を行います。妊娠届出時及び妊娠9か月頃に「5万円」の支給があります。

### (4) 入学祝いポイント支給

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

小学校の入学祝いとして、電子地域通貨5万円分を支給します。

### (5) 母子保健サービス

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

- ①妊産婦・新生児訪問指導
- ②妊婦・乳児一般健康診査
- ③プレママコール

- ④産後ケア
- ⑤乳幼児相談
- ⑥1歳6か月児・3歳児健康診査
- ⑦2歳児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布
- ⑧5歳児のびのび発達相談
- ⑨おひさまキッズ
- ⑩ファミリーサポートセンター
- ⑪子育てタクシー助成

## (6) 妊婦歯科健康診査費助成制度

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

妊娠期間中に歯科医療機関で歯科健康診査を受診した方に、3,000円を上限額として検査費用を助成します。

## (7) 不妊等治療費助成制度

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

不妊症及び不育症の治療を行う夫婦の経済的負担の軽減と少子化対策を図るため、治療費の一部を助成します。

《対象となる治療》 医療保険が適用されている不妊症及び不育症の治療

《助成の内容》 不妊治療 1年度当たり1人15万円

不育治療 1回の妊娠につき10万円

## (8) 新生児聴覚スクリーニング検査費助成制度

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

聴覚異常の早期対応を目的として、新生児（生後28日未満）の保護者に対して初回の聴覚検査に要した費用に対し、5,000円を上限に助成します。

## (9) 子ども医療費助成制度

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

お子さんが医療機関を受診したとき、保険診療の範囲内で養育者に医療費の自己負担分を助成します。ただし、健康保険から支給される高額医療費、付加給付などは除きます。

※0歳～高校生相当迄の入院及び通院医療費が助成対象となります。

## (10) 手当

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

### ① 児童手当

18歳に達した年度末（3月31日）までの子どもを養育している方に法により定められた額が支給されます。

### ② 児童扶養手当

18歳に達した年度末（3月31日）までの児童を監護している母親、児童を監護し生計を同じくする父親または養育者に支給されます（ただし、児童が心身に基準以上の障害がある場合は、20歳になる誕生月まで）。※所得制限があります。

### ③ 特別児童扶養手当

家庭で介護されている心身に障害のある児童（20歳未満）の福祉増進を図り、その生活に寄与することを目的として児童の父母または養育者に対して支給されます。

## (11) ひとり親家庭等の医療費等の助成

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

ひとり親家庭等の医療費等の一部を助成します。ただし、健康保険から支給される高額療養費、付加給付などは除きます。

## 6

## 健康管理

【問合せ先 健康福祉課 保健予防係 ☎82-2168】

## (1) 各種健(検)診

## □特定健診・保健指導

国民健康保険の加入者は、町の実施する特定健診を受診することができます。

※受診料金 75歳未満は自己負担あり

健診の結果、メタボリックシンドロームなどによる生活習慣病のリスクが高いと判定された方には、特定保健指導のご案内をさせていただきます。

□胸部レントゲン検診・・・年1回、40歳以上の方  
(特定健診と同日に実施)

## □肝炎ウイルス検診・・・年1回(特定健診と同日に実施)

40歳以上の今までに肝炎ウイルス検査を受けたことのない方

## □骨粗しょう症予防検診・・・19歳から35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方

## □がん検診

○胃がん検診・・・40歳～79歳の方

○大腸がん検診・・・40歳以上の方(特定健診と同日に実施)

○肺がん検診・・・40歳以上の方(特定健診と同日に実施)

○乳がん検診・・・30歳以上の女性

○子宮頸がん検診・・・20歳以上の女性

○前立腺がん検診・・・50歳以上の男性(特定健診と同日に実施)

○歯周病検診・・・令和7年度中に21、31、41、51、61、71歳となる方

※受診料金 75歳未満は自己負担あり(胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診は無料)

## (2) 健康ポイント

この事業は健康ポイントを5ポイント集めると「大多喜町電子地域通貨」1,000円分と交換できる制度です。

## ○対象者

大多喜町在住で健診受診日に20歳以上74歳以下の方

## ○健康ポイントが付与される活動

種類	対象活動	ポイント数
健診	(必須) 特定健診等生活習慣病予防のための健康診査	2P (40歳未満は4P)

検診	がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯科検診	各 1 P
保健指導	特定健診後の保健指導	各 1 P
イベント	町主催の健康づくり支援事業及び介護予防事業等への参加	各 1 P
生活習慣	3 か月以上継続している個人の健康づくりへの取組 (例: 血圧管理、体重測定など)	各 1 P

○ポイント交換方法

- ①各健(検)診会場または役場(健康福祉課)でカードをもらいましょう。
- ②上の表を参考に5ポイント貯めてください。
- ③5ポイント貯まりましたら、ポイントカードと大多喜町地域通貨カードまたはアプリを持って、役場健康福祉課窓口へお越しください。「大多喜町電子通貨」1,000円分をチャージします。(付与から90日間有効)

○ポイント交換期間

令和7年5月9日(金)から令和8年3月27日(金)

○注意

- ・交換は1年度につき1人1回のみです。
- ・健康ポイントを大多喜町電子地域通貨に交換できるのは健康福祉課の窓口のみです。他のチャージ窓口では交換できませんのでご注意ください。

### (3) 予防接種

	種 類	期 別	対象者・対象期間
定期予防接種 (A類疾病)	ヒブ感染症	初 回 接 種	生後2か月～5歳未満、標準的には27日から56日の間隔をおいて3回(接種開始が生後2か月から7か月未満の場合)
		追 加 接 種	初回接種終了後、7か月から13か月未満の間に1回
	小児の肺炎球菌感染症	初 回 接 種	生後2か月～5歳未満、27日以上の間隔をおいて3回(接種開始が生後2か月から7か月未満の場合)
		追 加 接 種	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて1回(生後12か月から15か月が望ましい)

定期予防接種（A類疾病）	ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（5種混合） ヒブ感染症	第1期初回	生後2か月～90か月未満、第1回初期は標準的には20日～56日の間隔で3回
		第1期追加	第1期初回終了後、おおむね1年空けて1回（90か月に至るまで）
	ジフテリア・破傷風（2種混合）	第2期	第1期を終了した小学6年生を対象に追加1回
	BCG		1歳未満（生後5か月から8か月未満を標準的期間とする）
	麻しん・風しん（MR）	第1期	生後12か月から24か月未満の間に1回
		第2期	5歳以上7歳未満で、小学校就学前の1年間の間に1回（保育園年長児）
	水痘	初回接種	生後12か月から36か月に至るまでの間。初回は生後12か月から
		追加接種	初回終了後6か月から12か月に至るまでの間隔をおいて1回
	日本脳炎	第1期初回	生後6か月～90か月未満に標準的には6日～28日の間隔をおいて2回（3歳から4歳未満が望ましい）
		第1期追加	1期初回終了後、おおむね1年後に1回（4歳から5歳未満が望ましい）
		第2期	第1期初回・追加終了後1回（9歳から10歳未満が望ましい）
	ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防接種）	3回	小学6年生から高校1年生相当の年齢の女性（中学1年生相当の女性を標準的な接種年齢とする）2価と4価、9価のワクチンがあり、6か月の間に3回接種します。
	B型肝炎（1才になるまでに接種）	1回目	生後2-9か月に至るまでの間
		2回目	1回目の接種から27日以上あける。
3回目		1回目の接種から139日以上あける。	
ロタウイルス感染症	ロタリックス（1価）	1回 2回	生まれた日の翌日から起算して6週に至った日から24週に至る日まで。 27日以上の間隔をおいて、2回経口投与する。
	ロタテック（5価）	1回 2回 3回	生まれた日の翌日から起算して6週に至った日から32週に至る日まで。 27日以上の間隔をおいて、3回経口投与する。

(B類疾病)	高齢者インフルエンザ	1回		65歳以上の高齢者、及び60歳から65歳未満の心臓、腎臓、または呼吸器の高度機能障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者。 ※接種期間は、10月1日から12月31日まで
	高齢者肺炎球菌感染症	1回		65歳以上の高齢者、及び60歳から65歳未満の心臓、腎臓、または呼吸器の高度機能障害を有する者、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者。
	新型コロナウイルス感染症	1回		65歳以上の高齢者及び60歳から65歳未満の心臓、腎臓または呼吸器の高度機能障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を有する者。 接種期間は10月1日～翌3月31日まで。
帯状疱疹予防接種	シングリックス	2回		令和7年度に65歳になる方。 接種日当日60歳から65歳未満のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者。 ※町の助成を受けたことがない方。
	ビケン	1回		

#### ○肺炎球菌ワクチン接種費用助成

定期接種対象以外の方は任意接種の扱いとなります。任意接種の対象となるのは、大多喜町に居住し、住民基本台帳に記載されている65歳以上の方で今までに助成を受けたことがない方となります。

助成金の額は、ワクチン接種費用のうち2,000円とします。ただし生活保護を受給されている方は全額助成いたします。

助成を希望される方は、助成券を交付しますので健康福祉課へお越しください。

#### ○風しんワクチン接種費用助成

妊婦の風しんへの感染予防を強化し、先天性風しん症候群の発生を予防するため、大多喜町住民台帳に記録されている20歳以上50歳未満の妊娠を予定または希望している女性または妊婦の夫に助成を行っています。

助成額は、風しんワクチン単独の場合は接種費用の1/2（上限額3,000円）、MR（麻しん・風しん混合ワクチン）の場合は接種費用の1/2で（上限額5,000円）となります。

助成を希望される方は予防接種済み証または診療明細書、予防接種費領収書（原本）、申請者本人の金融機関の口座番号が分かるもの（通帳等）をお持ちのうえ、健康福祉課に申請してください。

#### ○带状疱疹ワクチンの費用助成

対象者は、大多喜町に居住し、住民基本台帳に記載されている50歳以上の方で、定期接種の対象外で過去に带状疱疹ワクチンの費用助成を受けたことがない方です。

対象となるワクチンの種類は、不活化ワクチン（シングリックス）で、助成額は接種費用の1/2の額（上限10,000円）を接種2回分です。（令和6年4月1日以降に接種した分が対象になります）

助成を希望される方は、健康福祉課にお問合せください。

#### ○児童インフルエンザワクチンの接種費用の助成

対象者は、大多喜町の住民基本台帳に記載されている生後6ヶ月～18歳（高校3年生相当）の方です。助成金の額はワクチン接種費用のうち1回2,000円です。（生活保護受給者は全額助成）対象者には9月末に通知します。

### **（4）がん患者支援事業**

#### ○ウィッグ・胸部補整具購入等の費用助成について

対象者は、大多喜町に居住し、住民基本台帳に記載されており、がんと診断されその治療を受けている（受けた）方です。

医療用ウィッグや胸部補整具等の購入またはレンタル費用について、1人1回上限5万円を助成します。

助成を希望される方は、健康福祉課までお問合せください。

#### ○若年がん患者在宅療養支援事業

対象者は、大多喜町に居住し、住民基本台帳に記載されている18歳～40歳未満のがん患者で、在宅療養生活を営む上で、支援や介護が必要な方です。

訪問介護、訪問入浴、福祉用具の購入や貸与等の費用を助成します。

利用を希望される方は、健康福祉課までお問合せください。

## 7

## 子ども・教育・生涯学習



- (1) 保育所 【問合せ先 教育委員会 教育課 ☎82-3010】
- 対象児 生後6か月児から
  - 保育時間 保育短時間認定 午前8時から午後4時まで  
保育標準時間認定 午前7時30分から午後6時30分まで
  - 時間外保育 午前7時から午前8時まで・午後4時から午後7時まで
  - 一時保育 午前8時から午後4時
  - 休日保育 午前8時から午後4時
  - 給食 3歳児以上は副食給食、3歳未満児は完全給食（離乳食の心配はいりません。）

保育園名	所在地	連絡先	対象児
つぐみの森保育園	大多喜町中野 260	83-1411	生後6か月児から
みつば保育園	大多喜町船子 838-2	82-5530	生後6か月児から

- (2) 子育て支援センター（ひだまり）（みつば保育園内）  
（あおぞら）（つぐみの森保育園内）

【問合せ先 みつば保育園 ☎82-5530】

未就園児の子育てについての相談、仲間づくりや情報交換などを行っています。お気軽にご利用ください。

□育児相談

「育児やしつけ」「食事や健康」「トイレトレーニング」「指しゃぶり」などお気軽にご相談ください。（電話相談可）

利用日：月曜日から金曜日

利用時間：午前8時30分から午前11時30分  
午後1時から午後4時

□ふれあい広場

ふれあい遊びや情報交換をしながら子育ての輪を広げましょう。

○ひだまり・あおぞら

利用日：月曜日から金曜日

利用時間：午前8時30分から午前11時30分  
午後1時から午後4時

トットくらぶ（一部予約制）

歌を歌ったり、体操をしたり季節の行事（ハロウィン、クリスマス会）、  
いすみ鉄道乗車など親子で楽しめます。

利用日：8月以外 毎月1回

利用時間：午前10時から午前11時30分

あかちゃんトット（予約制）

ベビーダンスやベビーマッサージを行います。

ベビーダンス

利用日：年2回予定

利用時間：午前10時から午前11時

ベビーマッサージ

利用日：年2回予定

利用時間：午前10時30分から午前11時30分

ファミリアくらぶ（一部予約制）

毎月の誕生会、保護者のためのリフレッシュセミナーの開催や子育て  
の学びの場を提供します。

利用日：毎月1回

利用時間：午前10時から午前11時30分

トレーニングトット

遊びながら楽しめる3B体操や多様な動きを経験できる運動遊びをし  
ます。

利用日：毎月1回

利用時間：午前10時から午前11時30分

### （3）放課後児童クラブ（学童保育）

名 称	場 所	連 絡 先	対象児童
児童クラブたんぽぽ	大多喜町大多喜 12 (大多喜小学校敷地内)	82-2841	小学校1年生 から6年生
児童クラブつくし	大多喜町松尾 277 (西小学校内)	83-1530	小学校1年生 から6年生

#### (4) 小・中学校の入学、転入・転出

【問合せ先 教育委員会 教育課 ☎82-3010】

- ①小・中学校の入学
- ②小・中学校の転入・転出手続き
- ③児童・生徒の住所などの変更
- ④指定学校の変更について

#### (5) 就学援助制度 【問合せ先 教育委員会 教育課 ☎82-3010】

経済的理由などで、小・中学校に就学することが困難な児童や生徒の保護者に必要な援助を行う制度です。援助の内容は、学用品費・通学用品費・給食費・修学旅行費などです。

#### (6) 学校給食費補助制度

【問合せ先 教育委員会 教育課 ☎82-3010】

町内小中学校並びに特別支援学校小学部中学部に在籍する児童・生徒の保護者に対して学校給食費を全額補助する制度です。ただし、児童・生徒及び保護者が大多喜町内に住所を有することが条件となります。

※次の場合は補助の対象外となります。

- 生活保護費を受給している。
- 就学援助費（要保護・準要保護）を受給している。
- 特別支援教育就学奨励費を受給している。（学校給食費の自己負担分がある場合は対象になります。）

#### (7) 英語検定料補助制度

【問い合わせ 教育委員会 教育課 ☎82-3010】

大多喜町立中学校に在学する生徒及び町内に住所を有し、町内又は町外の中学校に在籍する生徒に対して英語検定料 4,000 円を上限として補助する制度です。補助金の交付は、生徒一人につき各年度 1 回までとします。

#### (8) 教育相談・家庭教育

【問合せ先 教育委員会 教育課 ☎82-3010】

- 教育相談

#### (9) 家庭教育学級

【問合せ先 教育委員会 生涯学習課 ☎82-3188】

- 家庭教育学級

(10) スポーツ・生涯学習

- |  |           |
|--|-----------|
| <input type="checkbox"/> 社会教育【問合せ先 教育委員会 生涯学習課 | ☎82-3188】 |
| <input type="checkbox"/> 中央公民館                 | ☎82-3188  |
| <input type="checkbox"/> 図書館（大多喜図書館天賞文庫）       | ☎82-2459  |
| <input type="checkbox"/> 社会体育【問合せ先 教育委員会 生涯学習課 | ☎82-3188】 |
| <input type="checkbox"/> 大多喜町 B&G 海洋センター       | ☎82-2462  |



## 8 住まいと環境

### (1) 建築確認申請 【問合せ先 建設課 管理係 ☎82-2115】

建築確認申請	地 域
必要な地域	大多喜、柳原、新丁、桜台、久保、猿稻、田丁、紺屋鍛冶、泉水、上原（桑曾根を除く）、船子、森宮

#### ●上記以外の地域で建築確認申請が必要な場合

- ・ 2階以上または延べ床面積が200㎡を超える建築物
- ・ その他（特殊建築物で100㎡を超える場合）

※工事を始める前に建設課および長生土木事務所へ確認してください。

長生土木事務所（建築宅地課） 電話 0475（24）4286

### (2) 開発行為・建築行為の抑制

【問合せ先 企画課 企画政策係 ☎82-2112】

### (3) 農地の売買・転用

【問合せ先 農業委員会（農林課内）☎82-2535】

□農地を売買するとき □農地を貸し借りするとき □農地を転用するとき

### (4) 農地・農業用施設の災害復旧

【問合せ先 農林課 耕地林務係 ☎82-2535】

地震、豪雨等で農地・農業用施設に被害があった場合、国の補助事業で原形復旧することが出来ます。被害の発生から2週間以内にご連絡ください。

### (5) 有害獣被害防止対策

【問合せ先 農林課 農政係 ☎82-2535】

イノシシ等の有害獣による農作物被害を防止するため、農地、竹林、宅地に設置する防護柵の購入に要する費用に対し補助を行っています。

## (6) 森林の伐採、林地開発

【問合せ先 農林課 耕地林務係 ☎82-2535】

伐採届及び林地開発	面積	行為	手続き
	面積にかかわらず全て	立木の伐採についてはすべて（枯死木・竹は含まれない）	伐採届を町へ提出
	0.3ha 以上 1.0ha 以下	小規模林地開発行為	伐採届を町へ提出 県要綱による協議書を県へ提出
	1.0ha 超 (※0.5ha 超)	林地開発行為 (※太陽光発電設備設置)	林地開発許可申請書を県へ提出 但し、林地開発許可を受けた場合、伐採届の町への提出は不要

※南部林業事務所

電話 04 (7092) 1318

## (7) 道路管理 【問合せ先 建設課 管理係 ☎82-2115】

道路に水道管などを埋設するとき

道路との境界を知りたいとき

## (8) 町営住宅の入居・管理

【問合せ先 建設課 管理係 ☎82-2115】

町営住宅に入居を希望される方は、いくつかの入居要件があります。

詳しくは、建設課管理係までお問い合わせください。

## (9) 町有地宅地分譲地のご案内

【問合せ先 建設課 管理係 ☎82-2115】

大多喜町船子地区 城見ヶ丘団地分譲地

●区画数 戸建住宅用地 2区画（66区画のうち64区画分譲済み）

●1区画の面積 73.93坪、78.34坪

●分譲地価格 11,680千円、14,101千円

（城見ヶ丘団地分譲地は、購入に係る補助制度があります。）

大多喜町大戸地区 分譲地

●区画数 1区画

●1区画の面積 69.12坪

●分譲地価格 2,142千円

大多喜町猿稻地区 分譲地

●区画数 1区画

●面積 94.68坪

●分譲地価格 3,408千円

※住宅関係の各種補助制度がありますので、建設課管理係までお問い合わせください。

### (10) 空き家・空き地バンク

【問合せ先 企画課 地域振興係 ☎82-2165】

バンク登録された空き家・宅地物件を購入または貸借希望の方が下記2つの補助を受けることができます。補助を受けるには申請が必要になります。また、予算の範囲内での補助となりますので事前に係までお問合せください。



	空き家利用促進奨励金	空き家家財撤去道具等撤去費補助金
対象者	登録物件を居住（3年以上）のため購入された方	登録物件を居住（3年以上）のため購入、または貸借される方
対象経費、要件等	町内建築業者にて100万円以上のリフォームをし、当該物件に居住すること	空き家内に残存する家財道具等の撤去（敷地内の草木の撤去含む）にかかる費用
支援額	工事費の3分の1（上限100万円）	対象経費の2分の1（上限20万円）

### (11) 上水道

【問合せ先 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 水道局

☎0570-014-332】

□開閉栓・水道料金・名称の変更について

水道局、大多喜サービスセンター、勝浦サービスセンターにて手続きをお願いします。

□上記以外の水道に関するお問合せ

水道局に問合せをお願いします。

●水道局

住 所：いすみ市弥正88番地1

開庁時間：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

（祝祭日・12月29日から1月3日を除く）

●大多喜サービスセンター

住 所：大多喜町大多喜88番地1

開庁時間：火曜日・木曜日のみ 午前9時30分から午後4時

（祝祭日・12月29日から1月3日を除く）

●勝浦サービスセンター

住 所：勝浦市沢倉 5 1 5 番地 2

開庁時間：月曜日から金曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分

(祝祭日・12月29日から1月3日を除く)

※令和 7 年度より夷隅地域の水道事業が統合されました。

問合せ先は、【夷隅郡市広域市町村圏事務組合水道局 ☎0570-014-332】となります。

(12)ごみ処理 【問合せ先 大多喜町環境センター ☎83-0331】

①ごみ収集・持込み

ごみは分別して集積所へ

休日のごみ持込み(毎月第2日曜日) ※平日も持込みできます。

②ごみの出し方・ごみ収集日

ごみの正しい出し方・ごみ収集カレンダーをご覧ください。

③生ごみ処理容器等購入費用の助成

【問合せ先 生活環境課 環境係 ☎62-5111】

ごみの減量化を図るため、家庭用の「生ごみ処理容器(コンポスト)」または「機械式生ごみ処理機」を購入する場合、購入費用の一部を助成します。

(13)浄化槽 【問合せ先 生活環境課 環境係 ☎62-5111】

①小型合併処理浄化槽設置費助成制度

生活雑排水による公共用水の水質汚染を防止するため、町内に居住または、居住しようとする方で、住宅(併用住宅を含む)に合併処理浄化槽を設置しようとする方に費用の一部を助成します。(助成の対象は汲み取り便槽または、単独浄化槽から設置替えをする場合です。)

②浄化槽保守点検

浄化槽が正しく機能するためには、清掃、保守点検が必要です。

③浄化槽の利用者は、浄化槽法に基づき、使用開始後の検査(7条検査)及び1年ごとの定期検査(11条検査)を指定検査機関により行うことが義務付けられています。

## 9 選挙と議会

### (1) 選挙管理委員会 【問合せ先 選挙管理委員会 ☎82-2111】

#### ① 選挙管理委員会の主な業務

町の議会の議員、長の選挙に関する事務を管理する他、国や他の地方公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理し、すべての選挙について、投票・開票を行い、選挙人名簿の作成・管理を担当します。

※「これに関係のある事務」とは、直接請求に関する事務、最高裁判所裁判官の国民審査等に関する事務等をいいます。

#### ② 委員

選挙管理委員会委員は4名で、任期は4年です。委員は、選挙権を有するもので、人格、識見ともに高潔かつ政治及び選挙に公正なものの中から議会の議員の選挙により選出されます。

### (2) 選挙

#### ① 選挙権

- 衆議院議員と参議院議員は、満18歳以上の日本国民
- 地方公共団体の議会議員と市町村長は、満18歳以上の日本国民で同一市町村に引き続き3か月以上住んでいること。

#### ② 被選挙権とは

- 衆議院議員と市町村長は、満25歳以上の日本国民
- 参議院議員と都道府県知事は、満30歳以上の日本国民
- 都道府県と市町村の議会議員は、満25歳以上の日本国民で、当該選挙の選挙権を有していること。

### (3) 議会 【問合せ先 議会事務局 議会係 ☎82-2182】

#### ① 町議会の構成

町議会は、住民から選ばれた12人の議員により構成され、町政の運営方針や重要な各種計画の審議をはじめ、条例の制定・改廃・予算・決算などの重要な案件を審議する機関です。

会議は、3月、6月、9月、12月の定例月に本会議を開くほか、必要な場合は一年を通じ、随時会議を開催できる通年議会を導入しています。

#### ② 委員会

委員会は、主に議会から付託された案件を審査します。委員会には、

常任委員会、議会運営委員会、議会報編集委員会があります。

常任委員会は、総務文教常任委員会、福祉経済常任委員会の2委員会に分かれ、各議員は、少なくとも一つの常任委員会に所属することになっています。

議会運営委員会は、予定議案の内容や会期及び会議の日程などを協議し、会議を円滑かつ能率的に進めるために重要な役割を果たす機関として設置されています。

議会報編集委員会は、議会の活動や審議内容について開かれた議会を目指す活動のひとつとして、議会だよりを編集し発行しています。

### ③ 請願と陳情

住民の皆さんの要望を町政に反映させる方法の一つに請願と陳情があります。どなたでも、町政についての要望や意見を議会に提出することができます。請願を町議会へ提出される方は請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所氏名を記入していただき押印した文書に議員1人以上の紹介を受けて議会へ提出します。陳情の場合は、議員の紹介は必要ありません。

### ④ 傍聴

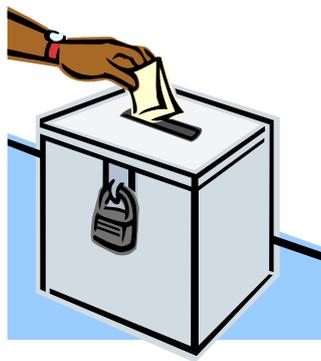
本会議はどなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、議会事務局備え付けの傍聴人受付簿に、住所、氏名及び年齢を記入していただきます。傍聴席は25席です。

### ⑤ 会議録

平成20年第2回定例会以降の会議録が町ホームページでご覧いただけます。

### ⑥ 議会だより

議会活動や本会議で審議された内容及び次の本会議の開催予定などを、年4回発行している「議会だより」によりお知らせしています。(議会だよりは、町広報紙に併載しています。)



## (1) 地震対策

## ①地震に対するふだんの心得

地震はいつ起こるかわかりません。災害による被害を最小限にするためには、家庭での防災に対する心構えと日頃からの備えが大切です。

- わが家の安全点検
- 家具類の転倒・落下防止
- 火元のまわりの安全点検
- 消火の準備を万全に
- 避難口の確保
- 非常用持出品の準備

## ②緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地の主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報です。

この情報を利用して、受信して列車やエレベーターを素早く制御させて危険を回避したり、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を軽減させたりすることが期待されます。

## ③避難のポイント

- 1 あわてて外に飛び出さない。屋内の方が安全な場合もあります。
- 2 まず身の安全を守る
- 3 火の始末
- 4 避難は徒歩、荷物は最小限に
- 5 協力し合って消火、救出、救護

## (2) 風水害対策

### ①台風と集中豪雨

□台風が近づいてきたら

- ・テレビやラジオ等の気象情報や台風情報に注意して、早めに対策を立てましょう。
- ・町防災行政無線の情報にも注意をしてください。
- ・停電に備え、懐中電灯やラジオの用意をしましょう。
- ・避難先を確認しましょう。
- ・非常食や生活用水を用意しましょう。

### ②川の防災情報

県内河川の水位や雨量の観測情報を提供しています。

<https://www.river.go.jp>

提供情報

- ①レーダー雨量情報（全国、関東地方、千葉県）
- ②県内雨量観測所
- ③県内河川の水位をリアルタイムに表示します

### ③千葉県防災ポータルサイト

県内の各種防災気象情報を提供しています。ちば防災メールの登録もできます。

<http://www.bousai.pref.chiba.lg.jp/portal/>

### ④ちば防災メール

防災情報、気象情報等の情報をメールで提供しています。

上記千葉県ポータルサイト、もしくは次のQRコードからホームページにアクセスし、登録してください。

<http://chibapref3.bosai.info/bosaimail/>



※その他防災情報ツールについては、大多喜町ホームページをご覧ください。

<https://www.town.otaki.chiba.jp/kurashi/anshin/1/977.html>

### (3) 火災対策

#### ①火災予防及び防災のチェックポイント

- 住宅用火災警報器の設置（住宅用火災警報器の設置は消防法で義務付けられています）
- 住宅用消火器の設置
- 寝具やカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火元の点検
- 配線の整理や清掃をこまめに行う
- たばこのポイ捨て、寝たばこをしない
- 火を使用しているときは、その場を離れない
- ガス器具を使用する際は、換気を十分に行い注意する
- 使用中の石油ストーブに給油しない
- 火のそばに燃えやすい物を置かない
- 子どもに火遊びをさせない
- 風の強い日、乾燥している時には外で火気の使用をしない



#### ②火災になったら

行動1	行動2	行動3
早く知らせる！	早く消す！	すぐ逃げる！
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の人へ大声で知らせ消火の協力を求める。</li> <li>・落ち着いて119番通報し住所や目印、状況を伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器や水だけでなく、座布団や毛布等で火を覆う。 (天井に燃え移るまでが限度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火が背の高さを超え、天井に燃え移ったら初期消火は困難。煙に注意し、すぐ逃げる。</li> </ul>

#### ③避難のポイント

- 1 天井に火が燃え移ったらすぐ避難する。
- 2 避難のときは、お年寄り、子ども、病人を優先にする。
- 3 避難するときは、できるだけ燃えているところの窓やドアを閉める。
- 4 服装や持ち物にこだわらず、とにかく早く避難する。
- 5 煙の中を通るときは、ハンカチや洋服の袖口などで鼻と口を覆い、できるだけ姿勢を低くする。
- 6 一度逃げ出したら絶対中には戻らない。また延焼中の建物からはできるだけ離れて待つ。
- 7 逃げ遅れた人がいたら、近くの消防署員にすぐに知らせる。

#### (4) 災害のときの避難場所

No.	名 称	所 在 地	電話番号
1	老川基幹集落センター	大田代1229-1	85-0002
2	旧老川小学校	小田代524-1	
3	旧老川小学校会所分校	筒森1791	
4	西小学校	松尾277	83-0004
5	農村コミュニティーセンター	三条440-1	83-0244
6	旧西畑小学校田代分校	弓木55-1	
7	旧西畑小学校宇筒原分校	宇筒原262-1	
8	三育学院中等教育学校 (旧西中学校)	中野589	83-0830
9	つぐみの森保育園	中野260	83-1411
10	旧総元小学校	大戸433	
11	大多喜小学校	大多喜12	82-2804
12	大多喜中学校	船子197	82-2914
13	みつば保育園	船子838-2	82-5530
14	中央公民館	大多喜486-10	82-3188
15	海洋センター	大多喜486-12	82-2462
16	老人福祉センター	新丁163	
17	大多喜高等学校	大多喜481	82-2621
18	旧上瀑小学校	下大多喜100	

注：災害の大きさにより開設する避難場所が変わる場合があります。

避難の際は、防災行政無線や町ホームページで開設避難場所をご確認のうえ、早めの避難をお願いします。

また、避難は危険な場所(土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域内など)から離れることで、必ず避難場所へ避難するということではありません。安全が確保された家族・親戚・友人などの家に避難することも検討してください。



## (5) 防災行政無線戸別受信機の設置

【問合せ先 総務課 消防防災係 ☎82-2111】

気象台の発表する各種警報や、役場が発令する避難指示などを受信することができる防災行政無線戸別受信機(以下戸別受信機という)を1世帯につき1台貸与しています。

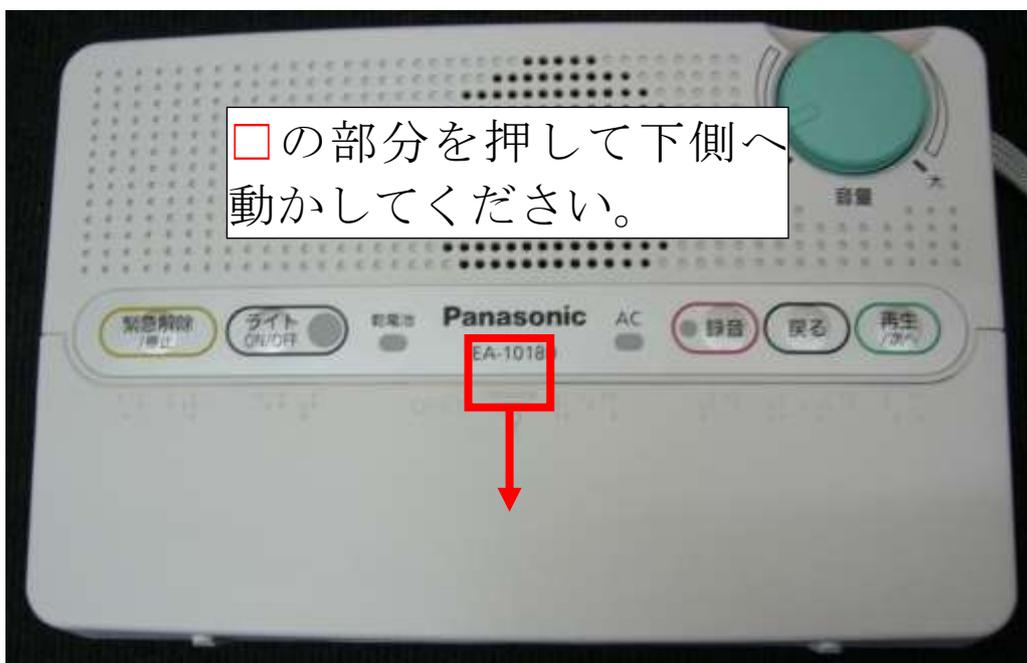
設置経費は町が全額負担します。戸別受信機は、通常、コンセントから電源を取り使用しますが、停電時には市販の乾電池を使って、使用することができます。戸別受信機の電気代(年間1,000円程度となります。)と乾電池の代金は利用者をご負担ください。

### 【設置についてのお願い】

1. 毎年1回乾電池を交換してください。長期間交換しないと、液漏れなどで戸別受信機が故障する可能性があります。

※電池の交換方法(パナソニック EA-10180 の場合)

(電池交換前に、本体右側の電源のスイッチを切ってください)





ふたがはずれます。



ふたをはずした状態。

単二電池 2 本を交換してください。  
交換後に電源のスイッチを入れてください。  
※単二電池がない場合は、単一電池 2 本や、単三電池 2 本でも使用できますので、ふたの裏側に記載されている取り付け方法をご確認ください。

2. 戸別受信機は湿気の少ない場所に設置してください。  
(台所、お風呂場等湿気の多いところでは故障する場合があります。)
3. 家族全員が放送内容の確認ができるよう、普段から家族の集まる場所(リビングや廊下等)に設置してください。
4. 電波の受信状況により屋外アンテナの設置が必要な場合があります。その際には、施工業者が説明いたしますので、設置箇所などをご検討いただく必要があります。
5. 施工業者が受信状態を確認し設置しますが、住宅環境の変化などにより受信状態が変わる可能性があります。午後0時と午後5時にチャイムを放送していますので、受信状態を定期的にご確認ください。また、戸別受信機が聞こえなくなった場合には速やかに大多喜町役場 総務課消防防災係(☎82-2111)へご連絡ください。
6. 大多喜町情報配信アプリ「おおたき通信」でも防災行政無線の情報を受け取ることができます。
7. 大多喜町から転出する場合、戸別受信機等は返還してください。

## (6) 特殊詐欺対策電話機購入助成

【問合せ先 総務課 消防防災係 ☎82-2111】

町では高齢者を狙った振り込め詐欺などの被害対策に有効な機能の付いた電話機購入に助成をしています。

### 1 助成対象となる方(世帯)

大多喜町に住み住民票のある方で、65歳以上の方または同居している方(町税等を滞納していない方)

### 2 助成の内容

特殊詐欺対策電話機を登録販売店(※)で購入する際に電話機代の2分の1以内の額(100円未満の端数は切捨て)で5,000円を上限に助成します。(※1世帯1回限りです。2回目以降は助成対象外)

### 3 申請方法

申請書は大多喜町役場総務課窓口で配布しているほか、町ホームページ(<https://www.town.otaki.chiba.jp/kurashi/anshin/4/972.html>)でもダウンロードできます。



詳細は総務課消防防災係(82-2111)へお問い合わせください。

※登録販売店

ライフプラザすえよし 大多喜町中野 478-1 TEL83-0582

ヨシカワデンキ	大多喜町久保 137-1	TEL82-2050
カマデン	大多喜町紺屋 58-3	TEL82-4128
宇野沢楽只堂	大多喜町船子 297	TEL82-2727

## (7) 交通災害共済

【問合せ先 総務課 総務係 ☎82-2111】

この制度は、交通災害共済に加入することにより、交通安全意識を自覚していただくとともに、交通災害にあわれた人に見舞金を送る住民相互の共済制度です。

年会費700円で、見舞金が最大で150万円支給されます。

詳細は千葉縣市町村総合事務組合のホームページでご確認いただくか、総務係までお問い合わせください。

千葉縣市町村総合事務組合ホームページ「千葉縣市町村交通災害共済」

<https://www.ctv-chiba.or.jp/koutuu-f.htm>

## 1 1 その他の暮らしの情報

### (1) 姉妹都市・友好都市

【問合せ先 企画課 地域振興係 ☎82-2165】

#### ◎姉妹都市

クエルナバカ市（メキシコ合衆国モレロス州）

昭和53年8月3日 姉妹都市協定 締結

#### ◎友好都市

東京都荒川区

平成7年10月1日 友好交流協定 締結

平成7年10月1日 災害時相互応援協定 締結

### (2) 広報・広聴

【問合せ先 総務課 文書広報係 ☎82-2111】

#### ①町長への手紙

7月・2月発行の町広報紙に折込みして各戸へ配布しています。  
お寄せ戴きました手紙の内容について、町長がお返事を差し出します。

#### ②電子メールアドレス

大多喜町ホームページにお問合せ用の各課等の電子メールアドレスの一覧を掲載しております。町政とは関係のない内容や中傷それに誹謗する内容またはセールスや営業を目的とする投稿はお断りします。

※ ホームページアドレス

<https://www.town.otaki.chiba.jp/>

### (3) 犬の登録と注射

【問合せ先 生活環境課 環境係 ☎62-5111】

#### ①犬の登録

犬を飼う場合には、「狂犬病予防法」により必ず登録が必要です。尚、登録及び登録内容に変更が生じた時は30日以内に届け出てください。

《届け出が必要な変更》

- ・犬が死亡したとき
- ・所在地が変わったとき
- ・所有者の住所等が変わったとき
- ・所有者が変わったとき

## ②予防注射

狂犬病予防注射は、「狂犬病予防法」により毎年1回必ず受けなければいけません。

## (4) 埋蔵文化財

【問合せ先 教育委員会 生涯学習課 ☎82-3188】

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）で、建物の建設、宅地造成、埋め立て、土砂採取などの土地開発事業等を行う場合には、事前に事業予定地が遺跡の範囲内であるかどうかの確認が必要になります。



## (5) 東京方面の高速バス

【問合せ先 企画課 地域振興係 ☎82-2165】

運行経路：大多喜⇄東京駅

### □回数券の補助

次の補助制度があります。補助を受けるためには、申請等の手続が必要ですので、事前にお問い合わせください。

### ●学生向けの補助

本町の住民基本台帳に記載されている学生が通学、進学または就職のために東京線高速バスを利用する場合に、回数券購入費の一部を補助しています。

### □運行本数

1日6往復

### □運行に関する問合せ先

小湊鐵道 ☎0475-46-3581

京成バス ☎043-257-3333

日東交通 ☎04-7092-1234

## (6) 自動車運転免許取得支援事業助成金

【問合せ先 企画課 地域振興係 ☎82-2165】

大多喜町自動車学校で令和7年4月1日以降に入校された方で普通自動車運転免許を取得した方が補助を受けることができます。希望する方は申請が必要となります。また、予算の範囲内での補助となりますので事前に係までお問い合わせください。

① 対象者

- ・ 交付後に3年以上本町に居住する意思があること
- ・ 町内に居住し住民基本台帳に記載されていること
- ・ 対象者とその同居者に町税などの滞納がないこと

② 補助金額

3万円（1人1回に限る）

③ 申請方法

申請書は大多喜町役場企画課窓口及び町ホームページからダウンロードできます。



<https://www.town.otaki.chiba.jp/soshiki/kikaku/3/1/2/2283.html>

## （7）結婚新生活支援事業補助金

【問合せ先 企画課 地域振興係 ☎82-2165】

夫婦とも39歳以下で、所得の合計が500万円未満の新婚世帯に対し、結婚に伴う住居費、引越し費用の一部を補助します。

□上限額

- ・ 夫婦とも29歳以下 60万円
- ・ 上記以外 30万円

## (8) 大多喜町内主要公共施設等一覧

(役場関係)

施設名	所在地	電話番号
議会事務局（議会・監査など）	大多喜93	82-2182
総務課（人事・選挙・秘書・広報・消防・防災など）	〃	82-2111
企画課（総合計画・地域振興・交通政策など）	〃	82-2112
企画課（移住促進など）	〃	82-2165
財政課（入札・財政・電子地域通貨など）	〃	82-2152
会計室（公金・県証紙取扱いなど）	〃	82-2113
税務住民課（戸籍・住民票・印鑑登録など）	〃	82-2114
税務住民課（税金・国民健康保険・国民年金など）	〃	82-2122
健康福祉課（介護保険・健診・高齢者福祉など） 大多喜町地域包括支援センター こども家庭センター	〃	82-2168
商工観光課（観光振興・商工業振興など）	大多喜270-1	82-2176
農林課（農林業振興・有害鳥獣・農業委員会など）	大多喜93	82-2535
環境水道課（水道・犬の登録・廃棄物対策など）	〃	82-2067
建設課（地籍調査・町道・町営住宅など）	〃	82-2115
教育課	〃	82-3010
老川出張所（基幹集落センター）	大田代1229-2	85-0002
西畑出張所（農村コミュニティーセンター）	三条440-1	83-0244
大多喜町学校給食センター	大多喜215-2	82-2924
生涯学習課・大多喜町立中央公民館	大多喜486-10	82-3188
大多喜町立大多喜図書館天賞文庫	大多喜486-12	82-2459
大多喜町B&G海洋センター	大多喜486-12	82-2462
大多喜斎場無相苑	田丁238	82-3831
環境センター	弥喜用562	83-0331
味の研修館	大戸589	82-5130
観光本陣	大多喜270-1	82-2196
養老溪谷観光センター 山の駅 喜楽里	小田代148-24	85-0005

釜屋	久保159-1	64-4820
道の駅たけゆらの里おおたき	石神855	82-5566

**(保育園・学校関係)**

施設名	所在地	電話番号
つぐみの森保育園	中野260	83-1411
みつば保育園	船子838-2	82-5530
西小学校	松尾277	83-0004
大多喜小学校	大多喜12	82-2804
大多喜中学校	船子197	82-2914
三育学院中学校	中野589	83-0830
千葉県立大多喜高等学校	大多喜481	82-2621
三育学院大学	久我原1500	84-0111

**(警察・消防)**

施設名	所在地	電話番号
勝浦警察署大多喜幹部交番	猿稻147	82-2024
〃 老川駐在所	小田代1228	85-0039
〃 西畑駐在所	市川68-1	83-0074
〃 総元駐在所	大戸642-2	82-3009
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 大多喜分署	船子73-2	80-0135

**(社会福祉法人)**

大多喜町社会福祉協議会	大多喜486-10	82-4969
-------------	-----------	---------

**(国・県の機関等)**

施設名	所在地	電話番号
千葉県森林管理事務所大多喜事務所 会所管理棟	会所	85-0612
茂原公共職業安定所いすみ出張所 (ハローワークいすみ)	いすみ市大原 8000-1	62-3551
千葉地方法務局いすみ出張所	いすみ市大原 7400-5	62-2283
夷隅地域振興事務所地域振興課	猿稻 472-2	82-2211
千葉県夷隅土木事務所大多喜出張所	猿稻 472-2	82-2614
夷隅地域振興事務所出納課	猿稻 472-2	82-4955
東上総教育事務所指導室夷隅分室	猿稻 472-2	82-2411
夷隅農業事務所	猿稻 472-2	82-4956
千葉県立中央博物館大多喜城分館(大多喜城)	大多喜 481	82-3007
千葉県立大多喜県民の森	大多喜 486-21	82-3110
南房総広域水道企業団大多喜浄水場	小谷松 500	82-5390
夷隅健康福祉センター[夷隅保健所](旧勝浦保健所)	勝浦市出水 1224	73-0145
夷隅郡市広域市町村圏事務組合	いすみ市弥正 88 番地 1	86-6600

**(日本郵便株式会社)**

施設名	所在地	電話番号
老川簡易郵便局	大田代 1229-2	85-0001
西畑郵便局	市川 67	83-0001
総元簡易郵便局	黒原 208	84-0001
大多喜郵便局	大多喜 68-1	82-2452

**(駅・鉄道機関)**

施設名	所在地	電話番号
いすみ鉄道株式会社(デンタルサポート大多喜駅)	大多喜 264	82-2161

**(商工会)**

施設名	所在地	電話番号
大多喜町商工会	大多喜 231-2	82-2538

## (9) 大多喜町内医療施設等一覧

### ☆病院

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目等
川崎病院	泉水674	82-2008	小・整・内・外・呼・皮・泌・消・循・リハ・リウ・小外・神内
大多喜病院	上原786	82-2714	内・リハ・精・神・耳
いすみ医療センター	いすみ市苅谷1177	86-2311	内・外・消・小・婦・整・皮・泌・耳・眼・放・歯・脳・リハ

### ☆診療所

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目等
君塚医院	弥喜用134	83-0012	内・小
大多喜整形外科	猿稻147-5	82-5575	整・リウ・リハ
小高外科内科	大多喜62	82-2511	外・内・小・呼・消・循・放
大多喜眼科	久保166	64-6246	眼

### ☆歯科診療所

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目等
若菜歯科医院	大多喜248	82-2918	歯
おおたき歯科医院	船子124-1	82-3411	歯・小歯・矯歯
さとう歯科医院	新丁99	82-2884	歯・小歯・矯歯・歯口

### ☆整骨院

名 称	所 在 地	電話番号	診療科目等
竹馬接骨院	大多喜50	82-2301	
小坂整骨院	新丁43	82-4021	
おおたき鍼灸整骨院	船子 8 5 6	62-5539	
リーフ大多喜整骨院	船子 8 6 1 (オリブ内)	80-1213	

### 診療科目等略号表

略号	診療科目	略号	診療科目	略号	診療科目	略号	診療科目
内	内科	小	小児科	小外	小児外科	眼	眼科
心療	心療内科	精	精神科	外	外科	皮泌	皮膚ひ尿器科
耳	耳鼻いんこう科	介	介護療養型	神	神経科	整	整形外科
皮	皮膚科	気	気管食道科	歯	歯科	神内	神経内科
形	形成外科	泌	ひ尿器科	リハ	リハビリテーション科	矯歯	矯正歯科
呼	呼吸器科	美	美容外科	性	性病科	放	放射線科
小歯	小児歯科	消	消化器科	脳	脳神経外科	肛	こう門科
ア	アレルギー科	歯口	歯科口腔外科	胃	胃腸科	呼外	呼吸器外科
産婦	産婦人科	リウ	リウマチ科	循	循環器科	心	心臓血管外科
婦	婦人科	麻	麻酔科				

☆夷隅郡市歯科医師会訪問歯科診療受付窓口

(寝たきりなど通院できない方を対象としています)

地 区	地区窓口歯科医院	電話番号	地 区	地区窓口歯科医院	電話番号
勝浦市	福永歯科医院	73-0350	いすみ市 (夷隅地区)	片倉歯科夷隅診療所	86-3836
大多喜町	おおたき歯科医院	82-3411	いすみ市 (大原地区)	草壁歯科クリニック	63-2511
御宿町	吉野歯科医院	68-2756	いすみ市 (岬地区)	関歯科医院	87-6888

☆薬局

名 称	所在地	電話番号	名 称	所在地	電話番号
くすりのタカハシ	船子 861	80-1218	高橋薬局	紺屋 23-4	82-2690
きらら薬局	泉水 651	82-5454	みどりヶ丘薬局 大多喜店	久保 109-8	82-5272

☆居宅介護支援事業所

介護保険に基づく介護サービス計画作成事業者です。

名 称	所 在 地	電話番号
大多喜病院	大多喜町上原 7 8 6	8 2 - 2 7 1 4
セントケア大多喜	大多喜町横山 6 1 2 - 1	8 0 - 1 0 1 0
マルコーニ大多喜	大多喜町船子 9 3 9 - 2 A棟	0 9 0 - 4 2 2 8 - 0 0 5 2